

第32回さいたま市環境影響評価技術審議会

次 第

日 時 令和2年3月17日（火）
審議議題と審議資料の配信
インターネットを通じた審議会の開催

- 1 議 題
さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業
環境影響評価準備書について
- 2 報告事項
さいたま市環境影響評価条例施行規則改正について

《会議資料一覧》

〈配付資料〉

- 資料1 さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿（第9期）
- 資料2 対象事業の概要及び環境影響評価手続状況
- 資料3 さいたま市環境影響評価技術審議会
さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業委員会委員名簿
- 資料4 さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価
準備書に関するさいたま市環境影響評価技術審議会委員会意見
- 事業者提供資料
 - ・さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業について
 - ・環境影響評価準備書のあらまし
 - ・環境影響評価準備書のあらましパンフレット
 - ・委員会意見に対する見解
 - ・委員会事前質問に対する回答
- さいたま市環境影響評価条例施行規則改正資料
 - ・さいたま市環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則（案）
 - ・技術指針手引き新旧対照表（案）
 - ・都市再生緊急整備地域における都市機能誘導方策について

《送付済図書》

- さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価準備書
同書資料編
同書概要版
- さいたま市環境影響評価条例集
さいたま市環境影響評価技術指針手引

さいたま市環境影響評価技術審議会委員名簿 (第9期)

任期 令和元年8月1日～令和3年7月31日

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	あらき ゆうじ 荒木 祐二	埼玉大学 教育学部 准教授	植物生態学、栽培学	植物	
2	いとう もとひろ 伊藤 元裕	東洋大学 生命科学研究科 講師	動物行動学	動物、生態系	
3	おう せいよう 王 青躍	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	大気関係	大気質、廃棄物等	
4	ぎょうだ こういち 行田 弘一	芝浦工業大学工学部 情報通信工学科 教授	電波工学	電波障害	
5	こじま あや 小嶋 文	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	地区交通計画	コミュニティ、地域 交通	
6	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究所 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害 化学物質	
7	しのみやみ ほ 四ノ宮美保	埼玉県立大学 保健医 療福祉学部 准教授	環境化学	悪臭、土壌、有害化 学物質	
8	つのだ ひろし 角田 裕志	埼玉県環境科学国際セ ンター 主任	動物生態学、 保全生態学	動物、生態系	
9	ひはら ゆかこ 日原由香子	埼玉大学大学院 理工学研究科 教授	植物生理学、 分子生物学	植物	
10	ふかほり きよたか 深堀 清隆	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	景観工学	景観、温室効果ガス 等	
11	ますだ ゆきひろ 増田 幸宏	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市環境工学、建築環 境工学	日照阻害、風害、温 室効果ガス、安全	
12	むらかみ しょうご 村上 正吾	埼玉県環境科学国際セ ンター 研究所長	環境工学、河川工学	水質	
13	やまぐち まさとし 山口 雅利	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	植物生態学	植物、生態系	
14	やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学 研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	
15	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協 会理事 技師長	廃棄物等	廃棄物等	

対象事業の概要及び環境影響評価手続状況

対象事業の名称		さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業			
根拠法令		さいたま市環境影響評価条例(平成15年条例第32号)			
都市計画特例の適用		あり			
事業者の名称、代表者の氏名・主たる事務所の所在地		さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市 さいたま市長 清水勇人			
対象事業の種類		廃棄物処理施設の建設			
事業実施区域		さいたま市見沼区大字膝子626番1外			
事業規模		処理能力:1日当たり420t			
関係地域		事業実施区域から3kmの範囲 (見沼区、岩槻区及び緑区の一部)			
手 続 状 況	調 査 計 画 書	図書の受理	平成25年11月15日		
		委員会	" 12月25日		
		技術審議会	平成26年 2月 5日 (3月4日答申)		
		市長意見	" 3月10日		
	準 備 書	図書の受理	令和 元年11月22日		
		縦覧	" 12月 9日~令和 2年 1月 9日		
		意見書提出期間	令和 元年12月 9日~令和 2年 1月23日		
		事業者説明会	日 時	12月22日(日)	
			出席者数	10名	
		委員会	令和 2年 1月31日		
		意見書・見解書の写しの送付	意見書の提出が無かった旨を1月23日報告受		
		公聴会	公述申出が無かったため省略		
		技術審議会	メール会議にて実施		
		市長意見	令和 2年 5月22日(予定)		

さいたま市環境影響評価技術審議会
さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業委員会委員名簿

	氏名	職名	専門分野	担当項目	備考
1	いとう もとひろ 伊藤 元裕	東洋大学 生命科学研究科 講師	動物行動学	動物、生態系	
2	こじま あや 小嶋 文	埼玉大学大学院 理工学研究科 准教授	地区交通計画	コミュニティ、地域 交通	
3	しのはら あつこ 篠原 厚子	清泉女子大学 人文科学研究所 教授	環境衛生、健康科学	大気質、水質、有害 化学物質	
4	ますだ ゆきひろ 増田 幸宏	芝浦工業大学 システム理工学部 教授	都市環境工学、建築環 境工学	日照阻害、風害、温 室効果ガス、安全	
5	やまもと こうへい 山本 貢平	一般財団法人小林理学 研究所 理事長	応用音響学	騒音、振動	
6	わたなべ としゆき 渡辺 季之	埼玉県環境検査研究協 会理事 技師長	廃棄物等	廃棄物等	

五十音順

令和2年3月17日

さいたま市環境影響評価技術審議会

会長 山本 貢平 様

さいたま市環境影響評価技術審議会委員会

委員長 篠原 厚子

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価準備書に関する
さいたま市環境影響評価技術審議会 委員会意見

さいたま市環境影響評価技術審議会から附議された「さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価準備書」について、令和2年1月31日、当委員会において審議したので、その結果について下記のとおり報告します。

記

1 全体事項

- (1) 環境影響評価図書は一般の閲覧に供されるため分かりやすい記述が求められる。しかし説明が不十分である部分が散見されるため、評価書の作成にあたっては、専門的な用語や内容について、一般の方が理解しやすいように表現方法を工夫して記載するとともに、十分な説明を行うこと。
- (2) 準備書作成時には事業の詳細が決定していない状況で予測評価を実施しているが、評価書の作成にあたっては、決定した事業内容等を反映した評価書とすること。

2 大気質

- (1) 大気質と他の項目で異なる最大交通量を用いて予測評価を行っている。双方同じ最大交通量という名称であることから、異なる値を用いる理由が分かりにくいいため、一般の方が分かりやすい説明を評価書に記載すること。

- (2) 現況の施設から新たな施設となった場合について、準備書 2-9 ページに諸元等が記載されているが、環境影響の変化について十分な説明を評価書に記載すること。
- (3) 二酸化窒素だけでなく、一酸化窒素についても測定値を評価書に記載すること。

3 騒音

- (1) 現況の施設の稼働時の騒音について、規制値を超えているという結果が示されている。測定状況から規制値と単に比較が出来るものではないが、誤解を引き起こす可能性が高いことから、評価書ではわかりやすい表現で記述し丁寧な説明を行うこと。
- (2) 事業実施区域及び周辺地域について、類型指定状況等を図示したものまたは、説明が記載されたものを評価書に記載すること。

4 生態系

- (1) 種の保全にとどまらず、生息に適した環境を整備するなど生物を呼び込むような環境保全措置を講ずることが望ましい。

5 地域交通

- (1) 通学路や人の集まる施設があることを踏まえ、交通安全に関する記述を加えることが望ましい。
- (2) 焼却施設の処理能力が現況の施設の 1.4 倍になることから、新たな施設に出入りする塵芥収集車等の関係車両は増加すると考えられるため、供用後の関係車両の予測交通量について、現況と比較したデータおよび一般の方が分かりやすい説明を評価書に記載すること。

6 その他

- (1) 現況の施設の問題点を確認し、新たな施設となった場合にそれらが改善されることを示し評価書に記載することが望ましい。

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価準備書に対する質問票

No.	質問者	準備書該当箇所	質問等	回答
1	小嶋	(1) 10.18地域交通	資料5の「5 地域交通（1）通学路や人の集まる施設があることを踏まえ、交通安全に関する記述を加えることが望ましい。」への見解として、「交通安全に関する記述は、現地調査や予測・評価において、通学路や福祉施設の有無を示すなど配慮しています。」と記載がありますが、準備書「p.10.18-14、10.18.2 予測」の中の「p.10.18-17、④交通安全」、「p.10.18-21、④交通安全」、および、「p.10.18-21、10.18.3評価」について通学路や人の集まる施設の有無に関する直接的な記述はなされていない。契約業者を通じてドライバーにこれらの存在を周知し歩行者への注意を促すなど、可能な対策を追加いただきたいと思います。	ご指摘のとおり、評価書では、通学路や人の集まる施設があることを踏まえ、交通安全に関する記述を加えることとします。
2	山口	(1) 10.9植物	表 10.9-15（ページ10.9-24）環境保全措置が必要と判断された4種の中で、キンランは移植が困難な植物種であることが知られている。できれば一部でも良いので、生息地を維持することが望ましいと考えられる。本当に移植しか保全措置対策が講じられない場合、他の植物種よりも多くの個体を移植するなど、できる限りの配慮を求めたい。	環境保全措置として事業実施区域内への移植を行うこととしていますが、現計画では二度の移植が避けられない状況です。二度の移植は生存率が極めて低くなるため、個体の保存を最優先とし、生息地の維持、事業実施区域外への移植等、できるだけ多くの個体を保存できるよう検討します。
3	山口	(2) 10.9植物	・表10.9-5（ページ10.9-11）の[選定基準]の説明で「埼RL」となっているが、「埼玉RDB」が正しいと思われる（概要版 表6.9-1（ページ189）も）。	ご指摘のとおり、評価書では「埼玉RDB」と修正します。（他の表、10.8動物及び概要版も同様。）
4	四ノ宮	(1) 10.1大気質	準備書10.1-23 a. 既存資料調査について、工事中のダイオキシン類濃度は最も焼却灰等が飛散する恐れのある作業工程に合わせてサンプリングされたものか。	焼却設備等の除染作業中にサンプリングを実施しています。
5	四ノ宮	(2) 10.1大気質	準備書10.1-68 b. 工事計画について、“ダイオキシン類の汚染の危険がある設備については、解体前、解体中、解体後等の各段階において調査を行い、それらの結果を踏まえ、管理区域を決定する。”とあるが、この調査とは「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱」に記載されている空気中のダイオキシン類濃度を測定することか。	ご指摘のとおりです。なお、空気中の他に、付着物や土壌についても調査を行います。準備書の表現が適切ではないため、評価書では「ダイオキシン類の汚染の危険がある設備については、解体前、解体中、解体後等の各段階において調査を行う。」に修正します。
6	四ノ宮	(3) 10.1大気質	準備書10.1-68 2) 予測結果に、“既存建物があるエリアは解体時に併せ土壌調査を行う。”とあるが、「工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引き」を参考にして調査していただきたい。また、環境基準を超えた場合の対応も記載してはどうか。	調査は工場・事業場におけるダイオキシン類に係る土壌汚染対策の手引きに基づき実施します。環境基準を超えた場合、土壌汚染対策法ガイドラインに準じ実施します。
7	四ノ宮	(4) 10.7土壌	準備書10.7-4表10.7-4について、土壌試料は計画地内のどの地点で採取したのか。地図などで示してほしい。	詳細な調査結果を、資料編-185～190に示しております。評価書では、準備書本編10.7-3 イ)ダイオキシン類の文章中に「詳細は資料編参照」の文言を追加します。

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価準備書に対する質問票

No.	質問者	準備書該当箇所	質問等	回答
8	深堀	(1) 2 都市計画対象事業の目的及び概要	処理方式2方式（ストー方式、シャフト式）の可能性を残した評価のため、それぞれに対応した指標や予測手法と評価の判断がどのようになされるか、処理方式が影響する評価項目は何か、評価の方針や手順をより明確に記述すべきではないか。	P2-16 2.6.11に「環境影響評価は、サーマルエネルギーセンターの供用開始時期までの工程を勘案し、準備書作成時には事業者が決定していないため、異なる処理方式を勘案した上で最も環境負荷の大きい条件での予測及び評価を実施する。評価書では、決定した事業者の内容を踏まえ評価する。」と記載しています。なお、処理方式により指標や予測手法と評価の判断が変わることはありません。
9	深堀	(2) 10.5水質	(ページ2-40, 2-41, 153) 排水について、プラントから発生する排水には高度処理がなされるとの説明がある。どの程度のどのような処理なのか。施設からの排水に構造上どのような水質のインパクトが発生しうるのか、綾瀬川への排水との関係性など説明から理解できない。水質に関わる項目については、工事や処理施設稼働、運用による生活排水に由来する問題の因果関係、問題となりうる物質等をもっと明確に説明する必要がないか。	P10.5-19①予測条件に排水処理計画を記載しています。プラント排水は「生物処理⇒凝集沈殿⇒膜処理（必要に応じて設置）⇒過⇒場内再利用（余剰の再利用は綾瀬川放流）」、生活排水は「合併処理浄化槽処理⇒暫定流末管⇒綾瀬川放流」のとおり処理する計画です。P2-26.27表2.6-8～表2.6-11に記載の排水基準を遵守します。 プラント排水の主な発生源は、場内の洗浄水です。プラント排水は、高度処理によって排水基準を遵守するとともに、場内の洗浄水等に再利用します。綾瀬川への放流は、場内で再利用できない高度処理後の余剰分のみであり、質的にも量的にもインパクトは小さいと評価します。 生活排水は、トイレや手洗い等の一般の事務所から発生するものと同様であるため、水質に関わる項目にはBODやSSなど通常の生活排水の処理項目が該当します。そのため、通常通り、一般の合併浄化槽にて処理を行います。
10	深堀	(3) 10.1大気質	(ページ10.1-13) 地形が大気の流れ、拡散に及ぼす影響は、谷底平野で影響を及ぼす起伏がない、とある。現場は南北に細長く西側近くに台地斜面がせまった地形と思うが、その高低差では、悪臭や大気汚染における移流や拡散に影響がないとする根拠を明確にした方がよい。	「発電所に係る環境影響評価の手引き（資源エネルギー庁編）」によると、予測範囲としている煙源から半径5km以内において、地形の影響を考慮し得る予測手法は、煙源周辺の標高差（最大標高一煙突基礎標高）が有効煙突高さの0.6倍を上回る際に併用することとされています。（例えば、排ガスの上昇がゼロの場合、有効煙突高さは煙突実体高と同じ59mとなる。この場合、煙突基礎標高より35m程度高い地形が周辺に存在するようであれば、地形の影響を考慮する必要があると考えられます。） ご指摘を踏まえ、評価書では根拠を明確にした以下の文章に修正します。 【修正案】 「発電所に係る環境影響評価の手引き（資源エネルギー庁編）」によると、事業実施区域およびその周辺の地形は、関東ローム層の堆積した台地（火山灰台地）と綾瀬川の浸食により形成された谷底平野により構成されており、煙突実体高を上回るような、大気の流れ、拡散等に影響を及ぼす起伏がほとんど見られない。

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価準備書に対する質問票

No.	質問者	準備書該当箇所	質問等	回答
11	深堀	(4) 10.9植物 10.11景観	(ページ194 ③緑の量の変化) 植栽地を構成する高木について、事業実施後、周囲に高木の植栽を施すので周囲からの緑視率に大きな変化はないとする点について慎重に検討をお願いしたい。シデコブシは移植保全とあり、それ以外には既存高木の保全は考えられていないようである。新規の植栽では、当初から十分な樹高の高木植栽とするのか、成長を踏まえて現状同等の緑視率を目指すのか。近くの見沼田んぼはさいたま市の重要な景観地であり、七里総合公園や周辺の里地の景観を保全するため規模の大きい施設を緑地で遮蔽する意義は大きい。場合によりシデコブシ以外十分に育った高木があるのであれば既存樹として保存することのメリットもあるのではないか。	周囲の環境に溶け込むように連続した高木生垣を事業実施区域の沿道に配置する植栽計画とします。既存樹木については、できるだけ保存できるよう検討します。
12	深堀	(5) 10.10生態系	(ページ199) 注目種の一部について、工事の施工(資料に誤字あり)に伴い一時的な忌避や生息環境の縮小は予想されるが、周辺に同等の生息環境が広く分布するため影響は軽微とある。周辺植栽地について、周辺は農地など低地であり、西側の七里総合公園脇の斜面林までは樹林地はあまりなさそうである。したがって高木を含む植栽地が、鳥類ほかの生き物にとってどのような生息場となっているか、植栽地の工事による影響についてもう少し吟味が必要ではないか。	10.8 動物、10.9 植物にて、事業実施区域及びその周辺範囲の動植物の生息状況を調査し、予測評価を実施しています。
13	深堀	(6) 10.11景観	(ページ203) 見沼田んぼの景観は、さいたま市都市景観形成基本計画にも見沼田んぼの広がりや斜面林の一体的な景観についての記述があり、特に東縁に残る斜面林景観は市にとって最重要の景観資源と考えられる。眺望の調査地点として、見沼に近い膝子公園もあるが、調査半径1.5km圏内であれば、上記のいわゆる見沼田んぼと斜面林の景観は、西福寺辺りより北側に向かって七里総合公園に至る台地縁から東側を望む眺望である。その点在する斜面林のスカイラインに、本施設の煙突などが突出する可能性は調査されたか確認したい。突出する場合があっても、本準備書で提案されている色彩に関わる環境保全措置の内容には影響しないだろうが、予測評価の十分性を示すために、見沼田んぼの特徴的な景観への影響について何らかの言及があった方がよいと考える。	眺望景観の調査及び予測は、調査計画書に基づき、代表的な眺望地点となる7地点で行っています。 なお、ご指摘の地点より手前に位置する膝子公園において、「視野領域の変化はほとんどなく、眺望景観は大きく変化しない」と評価しています。
14	深堀	(7) 10.11景観	(ページ213) 景観の評価結果について、低減措置に色彩はアースカラーを基調とする。環境保全措置のあり方としては、計画における建造物の高さや周辺施設との対比を示したうえ、周囲に目立たず空に対して軽快な感じとするため明度を高めにも規定するとよい。市の景観計画では景観保全区域における明度の規定はなく、ガイドラインでは推奨値があるが、その彩度の基準を守り、明度も範囲内で高めにとるとよい。基準では認められるもの見沼田んぼエリアから視認されることを考慮し、機能性のないアクセントカラーを高い位置に持ってこないよう抑制することが望ましい。	ご意見を参考に検討します。

さいたま市サーマルエネルギーセンター整備事業環境影響評価準備書に対する質問票

No.	質問者	準備書該当箇所	質問等	回答
15	深堀	(8) 10.12自然とのふれあいの場	(ページ228) 関係車両の走行にともなう自然とのふれあいの場への影響について、表6.12-9の内容は意味がわからないので確認してもらいたい。地区交通で調査した交差点3か所のうち2か所は県道さいたま鳩ヶ谷線であろう。そうすると関係車両の増加率が予測対象とした道路よりさらに小さくなる、という意味が理解できない。	ご指摘を踏まえ、評価書ではわかりやすい表現に修正します。 【修正案】 「自然とのふれあいの場へのアクセス道路としては、県道さいたま鳩ヶ谷線が主であると想定される。 「10.18地域交通」において予測対象とした交差点3地点のうち、県道さいたま鳩ヶ谷線上の2地点における全体交通量に占める工事車両（関係車両）の増加率は3.4~5.0（1.2~6.3）%であった。 自然とのふれあいの場への利用経路への影響も同程度と予測される。
16	深堀	(9) 10.16温室効果ガス	(ページ250) 温室効果ガスについての予測結果については、本施設の処理方式（ストーカ式、シャフト式）のいずれに基づくのか、あるいは比較の必要はないのかなど、予測と評価の方針や位置づけが不明確である。	準備書作成時は事業者が決定していなかったため、最も環境負荷の大きい条件＝シャフト炉式で予測しています。その後、ストーカ方式に決定したので、再予測をしており、その結果は評価書に反映します。 (6_委員会意見に対する見解_添付資料1-(5))
17	深堀	(10) 10.16温室効果ガス	(ページ251) 温室効果ガス排出量の評価結果の解釈について。当該施設は市の施設であるが、県や市が有する環境計画や指針等において、目標値など比較の上で目安となるデータはないのか確認したい。少なくとも現状の施設と比してどうなのかなどデータが示されるとよい。	「さいたま市地球温暖化対策実行計画」の中で市としての削減目標は設定されていますが、施設毎の目標値はありません。また、現在の東部環境センターとの比較はしており、p.2-9表2.2-2に記載されています。
18	増田	(1) 全般	前回1月31日(金)の準備書に係る委員会でもコメントをさせて頂きましたが、昨今の地震災害、風水害の状況を振り返り、設計と共用後の運用の両面で、他地区から学べる教訓や知見を確認して、是非本整備事業に活かして頂ければ安心です。	ご意見を参考にします。
19	増田	(2) 10.16温室効果ガス	「ごみを利用した熱回収や発電により、約40,000t/年の排出量を削減」の部分につきまして、温水利用等の熱利用の場合、利用可能な熱量が変動するかと存じます。もし見込まれる熱利用量に振幅がある場合には記載を頂いた方がよいかと存じますが、主として発電で一定量を安定的に利用ということであれば問題ないかと思いません。資料での記載を見逃してしまっているかもしれませんが、もしくはそうした熱利用方法の内訳を記載頂く方法もありますでしょうか。	ご理解のとおり、CO2削減量の大部分は発電によるものです。熱利用については、今後の検討の中で、可能な限り利用するよう努めてまいります。